

799

329

編譯彙報  
第四編

全國經濟委員會會議紀要

(第三集)

(工程專門委員會會議錄)

中支建設資料整備事務局



\*0022039000\*

0022039-000

799-329

編訳彙報

中支建設資料整備委員会・編

中支建設資料整備事務所

第4編

昭15

ADC

79

82

編譯彙報 第四編 (昭和十五年二月)

甲 21

# 全國經濟委員會會議紀要 (第三集)

—— 工程專門委員會會議錄 ——

中支建設資料整備委員會

(上海·興亞院華中連絡部內)

## 編譯彙報發刊の辭

發行所寄贈本

曩に江南諸地に於ける支那側諸官衙・學校・圖書館等に所藏してあつた文化資料の類が、戦火の餘波を蒙りたるまま、徒らに放置・散佚されつゝあつた實情に鑑み、上海派遣軍特務部は、南滿洲鐵道株式會社上海事務所・東亞同文書院及び上海自然科學研究所の協力を要望し、昭和十二年十二月占領地區圖書文件接收委員會を組織して、これが接收・保管に當らしめた。同委員會は、硝煙未だ去らざるに挺身克く江南各地に赴き、困苦缺乏に耐へてこれら文化資料の接收保存に努め、南京に於いて接收せる圖書類だけでも大約六十萬冊に及び、昭和十三年孟夏の節に到つて漸くその第一次假整理を終了した。その献身以て崇高なる文化復興の基礎確立に貢献したところ、誠に偉大である。次いで同年八月末中支文化關係處理委員會の新設を見るや、占領地區圖書文件接收委員會は解散せられてその事業を繼承し、更に本格的整理が開始されたが、昭和十四年三月興亞院華中連絡部の新設せらるゝに際して、本會はその所管に入り、同年四月再び陣容を改めて中支建設資料整備委員會の成立を見、その間多大の成果を挙げつゝ今日に到つたのである。

而して、本事業の完成には今後尙ほ相當の日子を必要とするが、多數圖書文件中には、南京政權十



年の業績を窺ふべき冊子も多く、支那の經濟一般・資源開發に資すべき好資料も亦鮮からず、いまや東亞新秩序の建設その緒に就かんとするに當面し、支那の經濟復興・開發に寄與すべき資料の甚だしく缺除せるに鑑み、これら資料類の急速なる利用方策を樹てむとし、中支建設資料整備事務所に編譯部を設けて、逐次翻譯出版することとした。江南諸地に於ける現情勢は、尙ほ實體調査の圓滑なる進行を妨ぐるものあり、且つは支那事變前に於ける支那側諸機關の調査せる報告類にも信憑するに足るものありと雖も原文の儘にては之を利用し難く、而も經濟建設工作の根幹たるべき基礎資料の供給が、各方面から冀期せられあるので、斯かる急需に應ずべく差當り經濟建設に必要な諸資料類約二萬頁の翻譯を計畫し、素材の儘急速に之を刊行する豫定である。尙ほ『編譯彙報』の内容は、經濟一般・農産物・鑛産物・交通及び水利等の各項に亘るが、之を分類編纂するの暇なきを以て諒せられたい。

本書が、東亞新秩序建設の基礎的資料として、帝國の支那事變處理に些少なりとも貢獻するところあらば幸甚である。

昭和十四年十二月十八日

中支建設資料整備委員會  
委員長 楠 本 實 隆

## 解 說

一、この「全國經濟委員會會議紀要」は、國民政府全國經濟委員會から刊行された「全國經濟委員會叢刊」の一として發表されたもので、次の諸編から成る。

- 第一集 第一次委員會會議紀要 (民國二十二年一月)
- 第二集 七省公路專門委員會第一次會議 (民國二十二年二月)
- 第三集 工程專門委員會會議錄 (民國二十二年九月)
- 第四集 第二次委員會會議紀要 (民國二十三年三月)
- 第五集 公路委員會第一次會議 (民國二十三年六月)
- 第六集 水利委員會第一次會議 (民國二十四年一月)
- 第七集 同 第二次會議 (民國二十四年七月)
- 第八集 同 第三次會議 (民國二十五年一月)
- 第九集 同 第四次會議 (民國二十五年一月)

而して、これらは全國經濟委員會業務の根幹たるべき諸會議の記録であり、然も前掲の冊子類は

何れも一般的には公賣されず、單に國民政府内部諸機關の参考として刊行されたものであり、更に引續いて諸記録の刊行を意圖せるものゝ如くであつたが、支那事變の勃發に依つて中止の餘儀なきに到つた模様である。これらの諸記録は、國民政府が行へる經濟建設工作の全貌を窺ふに便なるを以て、茲に譯出して参考に資することゝし、唯、翻譯と印刷の關係から、順を追はず上梓することとした。

一、本編は、その第三集たる工程専門委員會會議録の翻譯にして、全國經濟委員會初期の刊行、同會技術關係の諸記録を輯録せるものである。

一、本編の翻譯は編譯部員紺野敏治、校閱は田中忠夫。

昭和十四年十二月二十八日

中支建設資料整備事務所長 清水 董三

全國經濟委員會會議紀要 (第三集) 目次

——工程専門委員會會議録——

- 一、第一次會議紀録……………一
- 二、第二次會議紀録……………三
- 三、第三次會議紀録……………九
- 四、第四次會議紀録……………一三
- 五、第五次會議紀録……………一五
- 六、第六次會議紀録……………二一
- 七、第七次會議紀録……………二五
- 八、第八次會議紀録……………三三
- 九、委員名簿……………四五

# 全國經濟委員會會議紀要 (第三集)

## 全國經濟委員會工程專門委員會第一次會議紀錄

期日 民國二十一年九月十日午後三時至五時三十分

場所 上海九江路一號丙字二十號會議室

出席 秦汾 魏文彬 沈叔玉 席德炯 ストラールベ(史篤培) ボードレッツ(蒲德利)

主席 秦汾

記錄 胡品元 侯藹昌 郭合奇

主席總理遺囑恭讀、全員肅立。

報告事項

一、工程處九月一日事務開始。

討論事項

一、國民政府水災救濟委員會工振處接收員の派遣及び移管事項案。

決議 沈叔玉・魏文彬・席德炯・郭德華の四委員に委任し、各種の帳簿書類を照合して夫々接收する。

二、處員を派遣し各工振局を接收する案。

決議 席德炯に請ひ江淮・漢運及び裏下河の各工振局の接收事務を處理し、並に須愷・汪胡楨・楊思廉・林友龍を派遣して處理を補助せしむ。

三、工程處工作計劃案。

決議 工作計劃大綱中の第一・第二・第三・第四の四項は原則通過とし、工程處に交付し詳細辦法、並に豫算を立案送付せしめ審議す。第三・第四の兩項は從來の工事を繼續進行し、第五項は建議をなし、籌備處に具申する。

四、工程處毎月支給豫算案。

決議 通過。總額七千六百七十五元、籌備處に送附し整理後處理す。

五、工程專門委員會毎月支給豫算案。

決議 通過。總額二千元、籌備處に送附し、工程處豫算と合併處理す。

六、工程處が江淮及び裏下河に、先づ四工程局を設立せんとする案。

決議 通過。

七、工程局組織章程草案案。

決議 修正通過。即ち籌備處に送附し整理の上、上申する。

八、工程局毎月支給預算案。

決議 修正通過。毎月二千四百四十元、即ち籌備處に送附し、工程處豫算と合併處理す。

九、委員を派遣し皖淮糧站(穀物貯藏所)を接收する案。

決議 接收員に委任し、辦法を研究せしむ。

十、工程費豫算案。

決議 暫定額二百萬元とす。

### 全國經濟委員會工程專門委員會第二次會議紀錄

期日 二十一年十月二十日午後三時至五時二十分

場所 上海黃浦灘六號二樓本會會議室

出席 秦汾 魏文彬 沈叔玉 席德炯 ボードレッツ

主席 秦汾  
紀錄 侯藹昌 郭合奇

主席總理遺囑恭讀、全員肅立。

### 報告事項

一、工程費二十萬元を、中央銀行に工程勘定として預金す。

### 討論事項

一、工程計劃案。

決議 裏下河・皖淮・江贛の工程計劃は原案通り通過。江漢工程計劃は原則通過、即ち工程處より、緩急に應じて順次起工し、隨時本會に報告して審査する(附計劃及び豫算)。

二、工程豫算案。

決議 原案通り通過。總額壹百四十六萬四千二百元。

三、各局經費何月より支給す可きかの案。

決議 十月十一日より支給。

四、各局接收費豫算案。

決議 工程處に於いて、別に豫算案を立案送付の上審査す。

五、席處長の各局經費及び接收費借入れ支拂方申請案。

決議 借入額一萬元。

六、江贛・皖淮工程費支給申請案。

決議 江贛工程費伍萬元、皖淮工程費五萬元を發給する。

#### 〔附〕各局工程計劃及び豫算概要

本工程處工作計劃大綱は、工程専門委員會第一次會議に提出、其の中の第一・第二・第三・第四の四項は原則通過とし、工程處に交付し、詳細辦法並に豫算を立案送付せしめ審議し、第三・第四兩項の從來の工事は、繼續進行することを決定した。第五項は、建議の上籌備處に送付して證議することとした。屢々各工程局に命令して計劃案及び豫算を送達せしめ、本處は之を再審査せるが、各局の送付せる各種工程計劃は、極めて緊要なるものなるも、唯だ工事費豫算頗る巨額に上るを以て、先づその重要なるものを選び、起工することとした。各局の總經費を約一百五十萬元、工事完成期日は、土工は約五個月を以つて期限とし、開工等は十箇月を以つて期限とすることに酌定した。今各局經費の割當、及び工務所分設狀況を、列擧すれば左の如し。



一、裏下河工程局

(1) 何塚河閘	確定經費	七三、八〇〇・〇〇元
(2) 門龍港閘		三〇〇、四〇〇・〇〇元
(3) 土方工程		六一七、二〇六・四市方 一五〇、〇〇〇・〇〇元
合計		五二四、二〇〇・〇〇元

説明：王・竹兩港の水門工事は暫し起工を見合せ、先づ築堰・堵塞を行ひ、潮の浸入を防ぎ、一方江蘇省政府に對し、新設の地租附加税の流用を請ひ、二箇所の水門を建設する。土方工事費は、豫算總額二十三萬八千餘元であるが、工作計劃大綱には、僅かに十五萬元を計上するに過ぎず、従つて現在十五萬元を割當てる。

管轄區域：該局は、何塚河・門龍港の水門工事に各々一箇所の工務所を設立。門龍港及び射陽河上流支流、射陽河中部の土工には、各々一箇所の工務所を設立。河塚河の土工費は、僅かに一萬餘元に過ぎざるを以て、一工務分所を設け、適宜工程事務員を派遣し、附近工務所の兼務管理とする。合計工務所五箇處、工務分所一箇處である。

二、皖淮工程局

(1) 涵洞渠工程	確定經費	一六〇、〇〇〇・〇〇元
(2) 西淝河右堤		一〇〇、〇〇〇公方 一三、〇〇〇・〇〇元
(3) 淮河北堤(灘地を含む)		一、七一、九一六公方 一〇七、〇〇〇・〇〇元
(4) 淮河南堤		三六六、七六〇公方 二〇、〇〇〇・〇〇元
合計		三〇〇、〇〇〇・〇〇元

説明：該局の原計劃工程費は、合計四十五萬元であつて、棉麥借款を以て工作繼續中のものを除けば合計如上の金額に上る。

管轄區域：該局は工務所を左の四箇處に分設する。

(1) 正陽關 (2) 洛河街 (3) 臨淮關 (4) 五河縣又は鳳台。

三、江贛工程局

(1) 舊一區八・九の兩區域	六十萬立方	確定經費	六〇、〇〇〇・〇〇元
(2) 舊二區六百丈及特別區域	五十萬立方		五〇、〇〇〇・〇〇元
(3) 舊三區三・七・八の三區域	四十萬立方		四五、〇〇〇・〇〇元
(4) 舊三區五・六の兩區域	七十五萬立方		七五、〇〇〇・〇〇元

(5) 舊四區江堤	二十二萬立方尺	二四、〇〇〇・〇〇元
(6) 舊四區河堤	六十六萬立方尺	六六、〇〇〇・〇〇元
合計	三百十八萬立方尺	三二〇、〇〇〇・〇〇元

八

管轄區域：該局は上項の計劃に照し、内四區の江堤を、華洋義振會に委託處理せしめるものを除き、工務所五箇所を分設する。

四、江漢工程局

(1) 舊五區堤工	一五〇、〇〇〇立方尺	確定經費 六〇、〇〇〇・〇〇元
(2) 舊六區堤工	三〇〇、〇〇〇立方尺	一二〇、〇〇〇・〇〇元
(3) 舊七區堤工	一〇〇、〇〇〇立方尺	四〇、〇〇〇・〇〇元
(4) 舊八區堤工	五〇、〇〇〇立方尺	二〇、〇〇〇・〇〇元
(5) 舊九區堤工	二〇〇、〇〇〇立方尺	八〇、〇〇〇・〇〇元
合計	八〇〇、〇〇〇立方尺	三二〇、〇〇〇・〇〇元

説明：湖北省の舊第五・第六・第七・第八・第九の各區の未完成工程中、第六・第九の兩區域が最も多く、舊第六區工振局の報告に依れば、尙ほ五十六萬立方尺の未完成工程があり、第九區は、

大部分共匪區内に在る爲、現在は實施不可能であり、上掲の如く經費割當は最低限度である。

管轄區域：該局は上記各種工程の内、第二項は範圍が他項に比し大なるを以つて、工務所二箇所を設け、その他には各一箇所を設けることとし、合計六箇所の工務所の設立となる。  
以上四局に對し合計第一期工程費銀一百四十六萬四千二百元を要する。

全國經濟委員會工程專門委員會第三次會議紀錄

期日 民國二十一年十一月二十八日午前十時至十二時  
場所 全國經濟委員會籌備處會議室  
出席 秦汾 魏文彬 沈叔玉 席德炯 スツラーベ ボードレッツ  
主席 秦汾  
紀錄 侯藹昌 郭合奇 李邦蘇  
主席總理遺囑恭讀、全員肅立。

報告事項

一、前工振處の各種清算書の移管に關する案件は、既に籌備處の許可を得、沈叔玉・魏文彬・席德

炯・郭德華の四名に於いて逐一査収し、并に現工程處席處長に於いて責任を以て保管しをり、相違なきも、惟だ各工振局接收の件は尙ほ席德炯より報告が未着である。

二、江漢・江贛・皖淮・裏下河の各工程局は既に組織成立し、十月末より十一月初に、相前後して事務を開始せり。

三、籌備處より通告に據れば、河南・湖北・安徽の三省剿匪總司令部よりの通告に據り、湖北水利局・湖北堤工局及び湖北堤工經費保管委員會を全部撤廢し、從來施行中の一切の堤工・水利工程は、經濟委員會に交付の上接管辦理せしめ、一切の所管事務は、經濟委員會所屬江漢工程局に於いて、急速に責任を以て引継ぐこととなつた。從來の堤工經費は、從前通り徴收し、別に保管委員會を組織して之を保管し、撤廢される局會の一切の未解決事件、及び各種の紛糾は別に總司令部より、湖北堤工事務整理委員會を組織し、整理に従事すべきに付即ち其の通り處理せよとの命令あり、既に龐松舟・胡品元・楊思廉を派遣し、各局・會の引継事項を協同處理せしめた。尙ほ湖北堤工專款保管委員會章程一部を本會に送附し來れるが該委員會各機關の指名派遣代表としては、財政部は既に席德炯、經濟委員會は陳希曾を指名し、その他湖北省政府・漢口市商會は尙ほ指名して居ない。該委員會會計主任は、既に籌備處より、該會章程第四條の規定に依り書面を

以て國民政府主計處に、朱符遠の任命を申請し、十一月二十七日漢口に赴任就職した。

四、籌備處の書面通告に據るに、工程處より上申し來れる、華洋義振會と議定せる團密・老洲兩堤防工事の、合作處理方法は、既に許可せるが、所要工事補助費二萬元は、既に江漢局豫算中に計上したと云ふ。

### 討論事項

一、籌備處の書面通告に據る、工程處の申請に係る、皖淮・裏下河・工事費各五萬元支給を許可したく證議を請ふ案。

決議 工程處四委員會より江漢・皖淮・裏下河の三工程局工事費として、各五萬元を支給することとし、席處長より支拂はしめる。

二、籌備處の書面に據る、江北運河工程局の、運河兩堤工事費補助申請の審議を請ふ案。

決議 本會工事費は既に支出し盡したるを以て、申請の件は一時延期する。

三、籌備處の書面に據る、蚌埠在留霍邱同鄉會より、電報を以て淮河南堤の修築、並に水門の増築を申請せるも、別に經費を支給すべきや否や證議を請ふ案。

決議 該工事は關係する所頗る重要なるを以て、直ちに増築すべきであるが、本會の工費は、既

に支出し盡したるを以て籌備處より別に經費の増加を再申請すべきである。

四、陝西水利局李協が、涇渭渠工費の補助支給の申請に對し詮議を請ふ案。

決議 第二決議案と同様、一時延期する。

五、江蘇、安徽兩建設廳の、共同申請に係る米麥借款の殘餘に依る濰河浚渫の件に對し、詮議を請ふ案。

決議 第二・第四決議案と同様、一時延期する。

六、各工振局の引繼顛末の報告末着に對する督促方法如何に關する案。

決議 席處長に請ひ速かに處理せしめる。

七、各工程局の工事詳細計劃の未送附分の、至急送附方を如何に督促すべきかの案。

決議 送附濟の部分は、工程處より重要部分を拔萃し各委員に送付審議し、未送附部分は、工務處より書面を以て至急送附方を督促する。

八、各工程局の堤防工事に對し、委員を派遣して視察方を依頼すべき否やの案。

決議 各處の堤防工事に對しては、ストラーベ（史篤培）委員に視察を請ひ、視察狀況は本會に詳細報告し、審議する。

### 全國經濟委員會工程專門委員會第四次會議紀錄

期日 民國二十一年十二月二十四日午後三時至五時五十分

場所 上海黃浦灘六號本會會議室

出席 秦汾 魏文彬 沈叔玉 席德炯

主席 秦汾

紀錄 候藹昌 郭合奇

主席總理遺囑恭讀、全員肅立。

#### 報告事項

一、江漢工程局の湖北水利・堤工引繼管理經過報告。

#### 討論事項

一、籌備處の書面に據る工程處の送付に係る各局接收豫算書の詮議回答を請ふ案。  
決議 原案通り通過。

二、籌備處の書面に據る席處長の送付に係る各工振局清算書を審議回答し、並に原清算書の返還日を

請ふ案。

決議 清算書は既に審査完了し、原清算書十一冊は籌備處に送還し、工程處に轉送して保存する、並に工程處に要請して年々の財産損益表を編成し、委員會に送附して審査を仰ぐべし。

三、水災救濟委員會より移管さるべき、蕪湖・正陽關等の救濟用小麥を如何に引繼ぐべきかの案。

決議 工程處に請ひ人を派遣して之を引繼ぎ、並に引繼狀況及び救濟用小麥の實額を、本委員會に報告登録せしめる。

四、河南未完成工事に關する案。

決議 席處長に要請し、進行辦法及び經費豫算を立案、本委員會に送附の上審議査定する。所要經費は、委員長に要請し水災救濟委員會に於て引續き交付する剩餘金より指定交付する。

五、視察專員を増派して、各局の工程、及び處理狀況視察に專任する案。

決議 工程處より事情を酌量し、視察專員一名乃至二名を派遣し、その俸給及び旅費等級は、工程處より標準を立案し、之を委員會に送附して審議査定する。

## 全國經濟委員會工程專門委員會第五次會議紀錄

期日 民國二十二年一月二十八日午前十時至十二時三十分

場所 上海黃浦灘六號本會會議室

出席 秦汾 魏文彬 沈叔玉 席德炯 荊德利

主席 秦汾

紀錄 胡品天 候藹昌 郭合奇

主席總理遺囑恭讀、全員肅立。

### 報告事項

一、蚌埠在留霍邱同鄉會の、淮河南堤の修築竝に水門の増築に對し、別に經費の發給を請ふ旨の電請に關しては、既に本委員會第三次會議に於いて決議の上、籌備處に再追加申請を要請せるが、今籌備處の通告に據れば、委員長に申請せるも許可に至らなかつた由である。

二、籌備處の書面通告に據れば、江漢工程局の湖北水利堤工引繼管理は、事務多忙にして、從來の組織を以てしては事務溢滞の恐れあり、茲に委員長に申請査定を得たるが、該局の内部組織は工

程・事務の二股を設け、局長一名・課長二名・工程司長二名・副工程司二名乃至四名・工程員六名乃至八名・製圖員二名・事務員二十名乃至二十五名・練習生四名乃至八名・雇員八名乃至十名を置くことの許可を得た。局の経費は、従來の毎月二千四百四十元の外、毎月六千元を限度として増加し顧問总工程师ストラーベ(史篤培)の俸給もその内より支出することとする。各工務所の組織も、亦状況酌量の上擴充すべきである。各所の毎月经費は従來の一千一百八十元の外、六百元を限度として増額し、竝に臨時工務所二箇所を増設することを得、その組織及び経費は、工務所従來の規定に準じて處理する。

### 討論事項

一、籌備處の書面移送に據る、工程處の照會に係る視察專員二名の増員に對しその俸給及び旅費は、工程師の等級に準じて處理せんとする旨の案があるが、該項の俸給及び旅費の各費用は、如何なる豫算項目より支出すべきか、審議の上回答を請ふ案。

決 議 毎月視察專員俸給として五百四十元を増加し、工程費より支給し、旅費は工程處豫算より支給する。

二、籌備處の書面移送に據る、工程處が書面を以て要請せる、工程經費十二萬元の繼續支給に關する

案。

決 議 原案通り支給に決定。

三、籌備處の書面移送に據るに江西省主席・振務會・商聯會等の、電報を以て工事費の増額支給及び江西省堤防の修築を申請し、竝にその電文を書寫し送附して之が審議を要請した。又書面移送に據るに、工程處の回答は、この案は既に本會第二次會議を経て、該省江堤經費二萬四千元、河堤經費六萬六千元に査定され居るも今該省政府等の、請願に係る三十萬元の増額支給は、鄱陽湖の主要堤防修築のためにして、確かに江西省水利整理上重要工事なれば、畢竟如何に之を處理すべきか、委員會に交付して審議査定を請ふ等の類にして、併せて審議の上回答を請ふ案。

決 議 本會の工事費は、既に支出し盡したるを以て、水災救濟委員會の閉鎖を俟ち、剩餘金の有無に依り更に酌量の上處理することとする。

四、籌備處よりの書面送附に據る江漢工程局湖北全省水利堤防工事整理計劃大綱の、審議回答を請ふ案。

決 議 工程處に交付し、速かに詳細を審議し、委員會に上提して討論する。竝に緊急を要する工事は、審議を経ずして選擇の上進行し、事後委員會に上提して追認する。

五、籌備處の書面移送に據る席處長の河南省未完成工事に關する回答案は、即ち該省の工振剩餘金八萬元、竝に水災委員會の繼續交附剩餘金十四萬元を以て、先づ重要なるものを選択起工する豫定である。竝に、鄭州に工務所一箇所を設立し、工程處の直屬とし、施工地點には監工處を設け、該工務所の直屬とし、竝に河南省工程豫算概要一部を立案し、審議查定の上回答を請ふ案。

決 議 原則通過とする。水災委員會の剩餘金の收納を俟ち、委員長に酌量支給を再要請する。

六、籌備處の書面移送に據る工程處の書面に據るに、江漢工程局の報告に據れば、漢陽・東成垸江堤の處理及び該垸沿岸の支流及び漢陽東成垸の兩堤工事費の借入方に就き指示を請ひ、竝にこれら原案を送付し審査を請へる案に就き審査回答を請ふ案。

決 議 漢陽・東成垸江堤は、第四案に併合して處理する。該垸沿岸の支流及び漢陽・東成垸兩堤工事に對しては支給すべき金がない。

七、籌備處の書面移送に據る揚子江水道整理委員會の申請に係る湖北省測量事業は、協力合作處理し、所要經費は暫時専門委員會の擔任を請ひ、湖北堤防費の項下より支出交付し、該會經費の充實を俟つて分擔を商議したく申請せる案に就き審議回答を請ふ案。

決 議 合作の原則は通過、豫算は水利局原豫算額を以て限度とする。合作方法は、工程處より委

員を派遣して揚子江水道整理委員會と協議する。

八、籌備處の書面移送に據る工程處の送付に係る五河縣水利工程委員會の立案せる該縣水利工程計劃意見書に對し、直ちに審査指示を依頼せる案に就き審議查定の上回答を請ふ案。

決 議 工程處より皖淮工程局に命じ、狀況を實地調査の上、適當と認むるときは、實狀に應じて棉麥借款を適宜支給し、補助に資する（但し一百噸を以つて限度とす）。一切の工事は、該縣の所管とするを要す。

九、籌備處の書面移送に據る工程處より送付せる前十一區工振局未完了工事統計表等に關し審議回答を請ふ案。

決 議 原則通過とす。水災委員會の剩餘金收納を俟ち、委員長に酌量支出を再申請する。

十、籌備處の書面移送に據る河南建設廳の河道浚渫費に就き固定費支給申請の件に就き審議回答を請ふ案。

決 議 水災救濟剩餘金は、既に支出し盡し而もこの工事は、經費額る多額に上り、支給の方法がない故、別に費用の出来るのを俟ち指定支出する。

十一、籌備處の提出、工程處より轉送の江漢工程局の送呈に據る本局及び所屬機關二十二年度經費豫

算書に就き審議を請ふ案。

二〇

決議 第一款、工程處に於いて別に割當方法を立案するも、八千四百四十元を以て限度とする。

第二款、旅費月額六百元は削除することとし、旅費は經費の内より支出する。

第三款、視察員の旅費は月額一千五百元を以て限度とし、工程處に於いて別に割當方法を立案する。

第四款、從來の確定額の通り、利農汽船は毎月六百五十元、水利汽船は毎月四百五十元、毎月合計一千一百元とする。

第五款より第十二款までの毎月總額は原案通り通過とし、工程處に於いて、別に割當方法を立案する。

第十三款、測量隊の經費は原案に従ひ暫く存置し、三月末に打切る。

第十四款より第十六款までは、暫く従前通りとす。

第十七款、暫く従前通りとす。

十二月分豫算は、實際支出額に従つて支給し、工程處より該局に命じて實際支出額を、至急報告せしめる。

十二、席處長提出、皖淮工程局の報告に據るに、四工務所の十月・十一月分經常費は何れも九百餘元の超過である。又十月・十一月分臨時費は、測量・調査保管・運搬等の費用を計上し合計一千一百餘元となるが之が支拂を許可すべきや否やに就き審議を請ふ案。

決議 支拂を許可する。即ち工程處に於いて詳細審査の上、改めて報告し審査を仰ぐべし。

### 全國經濟委員會工程專門委員會第六次會議紀錄

期日 民國二十二年二月二十三日午後三時至五時十分

場所 上海黃浦灘六號本會會議室

出席 秦汾 魏文彬 沈叔玉 席德炯

主席 秦汾

紀錄 候藹昌 郭合奇

主席總理遺囑恭讀、全員肅立。

### 報告事項

一、籌備處の書面移送に據る、工程處に於いて委員を派遣し、五河及び正陽の穀物貯藏所引繼狀況を



報告せるが、正陽の現存米國小麥は正味三四九、八〇九噸、五河・正陽の現存米國小麥粉は正味合計四三〇、六五八噸である。然し貯藏する事久しく、黴を生じた麥粉は、既に二十餘噸の巨きに達してゐる。皖淮工程局に命じ、速に支給可能の麥粉を選び各地工事場に先づ分配したものを除き、表一部を作製し申告分を申請せるに就き、書面を以て救済水災委員會に通告せる外、尙ほ原表一部を抄録し、審議を請ふ。

二、籌備處の書面移送に據る、工程處の回答に據るに、江漢工程局の、湖北全省水利及び堤防工程整理計劃大綱を審査せるに、其の内緊急適宜處置を要するもの九件ありと認める。列舉すれば左の如し。

- (甲)海道測量局の吳淞・漢口間揚子江平面圖は、之を適用すべきや否やを先づ審査すべきである。
- (乙)所謂『漢口・宜昌間區域の、測量最低限度は、揚子江水道整理委員會の規則に従つて處理する』の案は、先づ詳細審査し竝に之を説明すべし。
- (丙)揚子江流域の水路觀測所は、その儘觀測を繼續すべきや否や、又その記録を適用すべきや否や。
- (丁)襄河の地形にして若し未だ實測せざれば、法を設けて實測すべし。

(戊)漢水の漲落は極めて早くその上流に、貯水所を設置すべき適當なる地點の有無を調査し、調節に資すべし。

(己)その他各處湖沼に水深計を増置する際には、同時に雨量計及び溫度計を設置すべし。

(庚)特殊危険工事は遲滯誤算を免るゝために、固より隨時起工すべきであるが、工程處に報告して考査に供すべし。

(辛)本年度隄防土工計劃大綱中の甲乙兩項は、先づ測量圖表を至急工程處へ送附し、審議管理すべし。

(壬)兩項の護堤及び護岸工事の説明は、既に該局より別に設計圖及び説明書を添へ工程處に送付した、因つて別案を俟つて處理すべし。

以上各項は、總て緊要なる計劃であり、既に江漢工程局に命じ夫々處理せしめたが、詮議を請ふ。

三、籌備處の書面通告に據る、中央銀行より、皖淮工程局に對し、同局工事費を、中央銀行蚌埠支店に預金方を命ずべきや否やの照會あり、之に對し本會工事費收支手續に依り從來本會工程專門委員會に於いて處理し來りたるが、蚌埠保管工事費は既に繼續支出使用し、餘す所少き旨を回答

し、その旨既に書面を工程専門委員会に送達し審査を仰げるが更に審査を請ふ。

四、籌備處の書面通達に據る、中央銀行小切手一枚合計銀五十萬元也は、二月十三日、該金額を悉く上海中央銀行の本會工事費に預け入れ、繼續支出に備へ、並に正式受領證を添え書面を以て籌備處に送附し來り登記した。

五、籌備處の書面通告に據るに工程處より書面を以て、江漢工程局土工費三萬元繼續支給したく査閱の上支給ありたき旨申し來たりたるに付、二月十日、本會より漢口中央銀行小切手三萬元一枚を振出し、工程處より之を領收、該局へ轉送した。

六、籌備處の書面通告に據る工程處の書面に據るに、九江華洋義賑會來電に據れば工事を急速に完成するために、尙は一萬元の工事費を必要とするに付、何卒要求通り支給せられ、轉送に使せられん事を請ふとの趣である。査するにこの種の補助費は従前工程處よりの報告に據るに、當然江漢工程局の工費豫算内より支出すべく、既に本處より書面を以つて審査を仰ぎたるが、今前述の理由に因り、當然要求通りの金額を工程處へ交附轉送方を申請すべきである。依つて二月十六日本會より上海中央銀行の一萬元小切手一枚を署名振出し、工程處より之を受領の上、工程局へ轉送せり。

七、工程處は工程専門委員會秦主任より席處長宛の書面を送達し來り、裏下河工程局工事費五萬元支

給の件に就き、至急魏委員と交渉し小切手の署名振出を申請し來りたるに付、二月二十日、上海中央銀行の五萬元小切手一枚を署名振出し、工程處より之を受領の上該工程局へ轉送せり。

八、工程處より、秦主任の、工程處宛書面を添付し、江贛工程局第一工務所工費五千元、第五工務所工費一萬元、第二工務所工費一萬六千六百五十五元七角三分の、審査支給に就いては、至急魏委員と支給方を交渉すべしとの旨申請し來りたるに付、二月二十三日、上海中央銀行の三萬一千六百五十五元七角三分の小切手一枚を署名振出し、工程處より之を受領の上工程局へ轉送せり。

### 討論事項

一、河南未完成工事の處理に關する案。

決議 先づ十萬元を支給し、工程處に於て工務所を設立し、緊要なる工事を選擇起工する。工務所の組織及び豫算は、江漢工程局工務所に準じて處理する。

## 全國經濟委員會工程専門委員會第七次會議紀錄

期日 民國二十二年四月二十六日午後二時至四時十分

場所 上海黃浦灘六號本會會議室

出席 秦汾 沈叔玉 席德炯 周象賢

主席 秦汾

紀錄 候藹昌 郭合奇

主席總理遺囑恭讀、全員肅立。

### 報告事項

一、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面申請に據るに、河南未完工程費三萬元の支給案に就き、審査の上署名支給ありたき旨の依頼である。因つて三月八日本會に於いて上海中央銀行三萬元の小切手一枚を署名振出し、工程處より領收の上之を支給せしめた。

二、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面送達に據るに各局二月分經費清算書に準據して、審査支給を申請せる案に就き審査處理されたき旨の依頼である。因つて三月八日本會に於いて、上海中央銀行小切手四枚、合計三萬六千二百六十六元を署名振出し、工程處より之を受領の上、夫々轉送せしめた。

三、籌備處の書面に據る、工程處の書面申請に據るに、視察費一千元の審査支給案に就き審査支給を依頼する旨である。因つて三月八日本會に於いて上海中央銀行の一千元小切手一枚を署名振出

し、工程處より之を受領の上、専ら視察費支出に充當せり。

四、籌備處の書面に據る、工程處の書面通達に據るに、皖淮工程局の答申に係る五河水利工程狀況の調査意見書は、その内容を四項目に分類してゐる。

甲、澮河南堤の延長修築の繼續：査するに、この堤防工事は、實に延長修築の必要あるものと認めらる、最低限度に於いて四軒延長すべきであり、既に派遣員に命じて測量をなさしめた。畢竟土坪幾何を要するかは、測量計算の終了を俟つて、見積書を提出審査に供ふ。

乙、環城堤防線の修築：審査の結果該縣の市政工事範圍に屬するものの如く、地方に於いて自力を以て計劃實行すべき性質のものである。

丙、潼河南堤の修築：確實なる見地より調査し、調査測量の結果に據れば延長約三十軒、築造費約十萬元である、經費の餘剰を俟つて、更に審議を行ふ。

丁、兩大堤防の修築：調査するに地方に於いて自力を以て修築すべきものである。

この外五河縣境の未完成工事は、概ね前の十三區の工振範圍に屬し、原定の米麥支給額は二萬二千五百噸であるが、實際に使用したるは僅に約九千六百二十三噸に過ぎない、水災救済委員會の、十三區工振未發送の米麥額が、本會に移管するを俟つて更に審議支給の上指定修築する事

を申請する。現在の五河工事振麥一百噸補助の方法は、施行を暫く延期する事を申請する。

五、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面申請に據るに、江贛工程局四工務所の工事費支給は、合計九萬零二百零八元七角九分にして、審査の上署名支給を依頼すとの旨である。因つて三月二十六日本會に於いて、上海中央銀行小切手四枚合計九萬零二百零八元七角九分を署名支給し、工程處より之を受領の上該工程局へ轉送せしめた。

六、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面申請に據るに、皖淮工程局工事費の支給に關する案即ち五萬元を審査支給し、更に該處より工程局轉送についての依頼である。因つて三月二十八日本會に於いて、上海中央銀行五萬元の小切手一枚を署名振出し、工程處より之を受領の上該局へ轉送せしめた。

七、籌備處の書面轉送に據る、工程處の書面申請に據るに、三月分視察費審査支給に關する案、即ち五百四十元の審査支給を依頼すとの趣である、因つて四月十日日本會に於て要求額の通り上海中央銀行小切手一枚を署名振出し、工程處より之を受領の上支給せしめた。

八、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面送達に據るに、各局三月分經費清算書に準據して、支給を申請せる案であり、即ち審査支給の依頼である。因つて四月十一日本會に於いて、上海中央銀行

行小切手四枚、合計三萬五千零八十六元を署名振出し、工程處より之を受領の上夫々轉送せしめた。

九、籌備處の書面轉送に據る、工程處は書面を以て、江贛工程局第五工務所の堤防工費二萬三千三百八十八元零八分の、繼續支給を申請した、即ち審査支給の依頼である。因つて四月十五日日本會に於いて、全額の上海中央銀行小切手一枚を署名振出し、工程處より之を受領の上該局へ轉送せしめた。

十、籌備處の書面轉送に據る、工程處は書面を以て、河南省工務所及び兩監工處の、三月分二十二日間の經費一千二百六十三元二角三分の審査支給を申請した、即ち審査支給の依頼である。因つて四月二十六日本會に於いて、全額の上海中央銀行小切手一枚を、署名振出し工程處より之を受領の上夫々轉送せしめた。

十一、籌備處の書面轉送に據る、工程處は書面を以て、裏下河工程局の何塚港及び門龍港の水門築造地點地質調査經費豫算、合計一千四百十六元を、該局工事費より、審査支給されたい旨依頼し來つた。因つて四月二十六日本會に於いて全額の上海中央銀行小切手一枚を署名振出し、工程處より之を受領の上該局へ轉送せしめた。

十二、席處長報告、金水水門の工事經過狀況。

十三、席處長報告、漢口に赴き、江漢工程局の工程進捗狀況を調査。

三〇

### 討論事項

一、籌備處の書面に據る、工程處の回答に據るに、以前皖淮工程處に命じて麥粉を接收し、之を直ちに配給して、第一・第四兩工務所所屬の鳳陽・鳳台等の工事を繼續すること及び工振辦法に準じて工賃の代拂を命じ、竝に穀物貯藏所經費豫算書を送附せしめる案に關し、審議の回答を依頼するとの趣である。因つて本會に於いて審査の結果、該局の工事豫算原案合計四十五萬元は、確定工費三十萬元を除外し、その他は現存の米國棉麥借款を以て、鳳陽・鳳台等の工事を繼續するも原案四十五萬元の計劃豫算の範圍以内に屬し、今小麥を接收し工振辦法に準じて各所に工賃を支給することは當然である。尙ほ送付に係る五河・正陽關穀物貯藏所經費豫算には違算なき由である。籌備處へ回答する外審議追認を申請すとの案。

決議 追認を許可す。

二、籌備處の書面轉送に據る、工程處の書面轉送に據るに、江漢工程局は、蠻石專員辦事處七箇處を増設し、監運辦事員一名を増加し、而して四箇月を期限とし、豫算書添付申請し來りたるが審議

の上回答を請ふとの案。

決議 暫く三・四・五の三個月を以て限度とする。

三、籌備處の書面交附に據る、工程處の書面送附に據るに、皖淮工程局は霍邱縣境西湖の荒蕪地域の整理及び淮河堤防の未完成淮堤工事の修築繼續の審議を答申し、竝に具體的計劃書、圖説を抄呈した、又籌備處の書面交附に據るに、工程處の書面送附に據れば、霍邱振務分會代表曾惠周等は、工振費の支給を得て淮河堤防決潰個所の修理をなさんことを申請した、併合審議の上回答を請ふとの案。

決議 各方面より工振費の繼續支給を請願し、以前の水災救濟委員會原定計劃の未處理、或は未完成工事を施行せんとする各案に關しては、總て工程處に於いて審査の上、水災委員會の未發給剩餘金の多寡に依り、各項工事の緩急を區別し、支給額を決定し、清算書を作製し、次回會議の討論にかくべく、然る後委員長に申請し、河南省工事の慣例を引用し、指示を仰ぐこととする。

四、籌備處の書面に據る、工程處の書面に據るに、江漢工程局の提出に係る江漢基幹堤防の護柳辦法四條、所要柳材費豫算概額約四萬三千餘元の調達支給可能なりや否や、指示を乞ふの件に就き審議の上回答を請ふとの案。

決 議 江漢工程局に於いて、それより緊要なるものを選び先づ試行する、但し本年度は一萬元を以て限度とする、該費用は、堤防工事費の内より支出すべきである。

五、籌備處の書面に據る、工程處の書面に據るに、黃文植の上申に據れば、贛江の堤防工事は大規模にして、且つ大洪水に依り決潰せるを以て、工振處工事見積額一萬五千噸の内、未支給分二千八百餘噸の米麥、或は現金を支給し、又別に市汶下流の土質柔軟の石工堤脚修護費三萬元を支出し、江贛局工務所に支給處理せしめ、以て工事の完成を期したき趣に付、審議の上回答を請ふこの案。

決 議 この案は第三案の議決辦法に準據し處理すべである。

六、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面に據るに、江漢工程局は、工事費概數各表、竝に三月分費用請求書九通分、合計土工費銀十八萬二千八百九十元の下附願ひを送呈し、この支給を申請した。査するに該局工事費は三十二萬元を以て限度となす旨規定されてゐるが、局所一部分の經費を除き、土工に使用し得る額約二十五萬元である。前後に巨り貴會より八萬元の署名支給を受けたるも尙は十七萬元の殘額があるが、全額の署名發支をなすべきや、或は工程處より審議の上繼續轉送支給すべきや、又は一部分宛支給すべきやに就き審議の上回答を請ふこの案。

決 議 本件は既に四月十八日本會より五萬元支出せるが、殘額は必要に應じ審査支出する。

七、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面に據るに、河南省工務所は、該所及び所屬兩監工處開設費支給豫算書一部を提出の上、審査支給を申請した、査するに豫算書、開設費合計七百三十六元六角五分を、要求通り支出を許可すべきや否や、工程處には書面を以て豫算書作成直ちに送付審査に供すべき旨通達し置きたるが審議の上回答を請ふこの案。

決 議 原案通り通過。

八、籌備處の書面に據る、工程處の審議回答に係る、導淮委員會の米麥支給申請に關し、委員會に提出し、審議の上回答を請ふこの案。

決 議 この案は後日回答する。

九、工程處の臨時經費請求案。

決 議 毎月二千元を支給し、三月より五箇月を以て期限とす、該費は工事費より支辦すべし。

### 全國經濟委員會工程專門委員會第八次會議紀錄

期 日 民國二十二年七月二十五日午前十時至十二時三十分

場 所 南京全國經濟委員會籌備處會議室

出席 秦 汾 沈叔玉 席德炯 蒲德利  
列席 胡品元  
主席 秦 汾  
紀錄 郭合奇

主席總理遺囑恭讀、全員肅立。

### 報告事項

- 一、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面申請に據ると、裏下河局第三工務所、二月分經費の補充支給案に關し、審査の上支給を依頼するの旨である。因つて、五月六日本會に於いて、上海中央銀行一百四十二元五角の小切手一枚を署名振出し、工程處より之が受領の上該所へ轉送せしめたり。
- 二、籌備處の書面に據るに、河南省工務所及び所屬兩監工處の開設費豫算に關する件は既に第七次會議の決議を通過したり、決議通り署名振出を依頼する旨である。因つて五月九日本會に於いて、上海中央銀行七百三十六元六角五分の小切手一枚を署名振出し、工程處より之を受領の上該工務所に轉送せしめた。



- 三、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面申請に據るに、皖淮局工費五萬元の審査支給に對し先づ三萬元を署名振出されたき旨の依頼である。因つて五月十七日本會に於いて、蚌埠中國銀行三萬元の小切手一枚を署名振出し、工程處より之を受領の上該局へ轉送せしめた。
- 四、籌備處の書面に據る、工程處の書面申請に據るに、該處三月分臨時費二千元、四月分臨時費二千元の補充支給に就いて、審査の上支給されたとの依頼である。因つて五月二十二日本會に於いて、上海中央銀行三千元の小切手一枚を署名振出し、工程處に交附した。
- 五、籌備處の書面に據る、工程處の電請に據るに、江漢局工事費の繼續支給に就き五萬元を再支給されたとの依頼である、因つて五月二十二日本會に於いて、要求額通り上海中央銀行小切手一枚を署名振出し、工程處より之を受領の上該局へ轉送せしめた。
- 六、籌備處の書面に據る、工程處の書面申請に據るに、河南省工務所工事費一萬八千一百八十元の補充支給に就き審査の上處理されたとの依頼である、因つて五月二十六日本會に於いて、要求額通り上海中央銀行小切手一枚を署名振出し、工程處より之を受領の上該所へ轉送せしめた。
- 七、籌備處の書面に據る、工程處の書面申請に據るに、江贛等の四工程局及び河南省工務所の四月分經費の支給に就き、江漢、皖淮兩局及び河南省工務所の經費を先づ審査支給し、殘餘は豫算到着

の上改めて審査處理すべきことを依頼すとの旨である。因つて五月二十六日本會に於いて、上海中央銀行小切手二枚を署名振出し、江漢局へ合計一萬零一百六十七元、河南省工務所へ一千七百八十元を支給し、又蚌埠中國銀行小切手一枚を署名振出し、皖淮局へ八千八百七十六元を支給し、工程處より之を受領の上夫々に轉送せしめた。

八、籌備處の書面に據る、工程處の書面申請に據るに、四工程局の十月乃至十二月の三箇月分經費及び江漢局開設費の審査支給に就き、江贛局の、十一・十二月、二箇月分及び裏下河局の十月乃至十二月の三箇月分經費を、先づ審査支給し、殘餘は豫算到着の上改めて、審査支辦すべきことを依頼すとの旨である。因つて六月五日本會に於いて、上海中央銀行小切手五枚を署名振出し、江贛局、十一・十二の二箇月分經費各八千九百九十元を支給し、裏下河局十月分經費、四千七百八十九元四角八分、十一・十二月、二箇月分經費各七千零七十元を支給し、工程處より受領の上各局へ轉送せしめた。

九、籌備處の書面に據る、工程處の書面送達に據るに、裏下河局四月分經費豫算書到着し、審査の結果原案に相違なきに付、審査の上支給を依頼すとの趣である。因つて六月六日本會に於いて、上海中央銀行六千一百二十八元小切手一枚を署名振出し、工程處へ交附し之が受領の上該局へ轉

送せしめた。

十、籌備處の書面に據る、工程處の書面送達に據るに、各區接收委員辦事處經費豫算書到着し、原案を審査せるに超過なきに付、支給濟の一萬元を除き、殘額の審査支給ありたき旨の依頼である。因つて五月二十六日本會に於いて、上海中央銀行五百二十九元八角一分小切手一枚を署名振出し、工程處へ交附した。

十一、籌備處の書面に據る、工程處の書面送達に據るに、江贛局四月分經費豫算書到着せるも、原案を審査するに相違なき由にて、審査の上支給を依頼すとの趣である。因つて六月五日本會に於いて、豫算書金額に従ひ上海中央銀行の八千九百九十元小切手一枚を署名振出し、工程處へ交附、之を該局へ轉送せしめた。

十二、籌備處の書面に據る、工程處の書面通告に據るに、裏下河局の、門龍港、下明墩の水門基礎工事に、改めて鋼鐵板の杭を使用するに付約一萬五千餘元の經費を必要とするが先づ一萬元の支給を受け、代金支拂に充當したき由にて一萬元の審査支給を依頼すとの趣である。因つて六月五日本會に於いて、要求額の通り上海中央銀行の小切手一枚を、署名振出し、工程處へ交附した。

十三、籌備處の書面に據る、工程處の書面送附に據るに、該處の五月分の臨時費豫算書到着せるも、



原案を審査するに相違なき由に付審査支給を依頼するとの趣である。因つて六月五日本會に於いて、上海中央銀行二千元の小切手一枚を署名振出し、工程處へ交附した。

十四、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面に據るに、江漢局の報告に據れば、各バラス(蠻石)採運處は五月末までには完了覺束なきに付、原案に従つて、四個月の延期を請願したき由にて、一箇月の延期を許可すべきや否やとの趣である。本件は、前に、五月末に完了すべき旨決議されてゐるが今該局の言に據れば、實行困難の由であり、姑く半箇月の延期を許可した、回答を得たく尙ほ、審査を請ふ。

十五、籌備處の書面に據る、工程處の書面申請に據るに、裏下河局の工事費一萬一千元を審査支給されたき旨の依頼である。因つて六月五日本會に於いて、要求額の通り上海中央銀行小切手一枚署名振出し、工程處へ交附の上該局へ轉送せしめた。

十六、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面送附に據るに、江贛・皖淮・裏下河の三局及び河南省工務所、五月分經費豫等書到着し、江漢局五月分經費豫算書も既に送附し來り、江贛局經費は曩に工程處代收せる經費内より轉送するも、殘餘各局所經費は審査の上支給ありたき旨の申請である、因つて六月五日本會に於いて、上海中央銀行小切手二枚署名振出し、江漢局へ合計一萬零六

百十七元を(三・四兩月増加せる使用船舶費を含む)、裏下河局へ五千五百元六十九元を支給した。同日蚌埠中國銀行小切手一枚を署名振出し、皖淮局へ計八千八百七十六元を支給し、同月六日、上海中央銀行小切手一枚を署名振出し、河南省工務所へ、計一千七百八十元を支給し何れも夫々工程處へ交附の上轉送せしめた。

十七、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面申請に據るに、裏下河局門龍港の鉄筋材料費一萬七千元、何塚港の鋼筋材料費二千元を先づ審査支給されたきとの由なるが、審査の上適宜支辨されたしとの趣である。因つて六月十五日本會に於いて、上海中央銀行一萬九千元小切手一枚を署名振出し、工程處へ交附の上該局へ轉送せしめた。

十八、籌備處の書信に據る、工程處の電報を以て要請する處に據れば、皖淮局工費三萬元の繼續發給に關する案であり、即ち審査處理の依頼である、依つて六月十五日の本會を経て、要求通りの蚌埠中國銀行小切手一枚を署名振出し、工程處へ交附の上該局へ轉送せしめた。

十九、籌備處の書面に據る、工程處より皖淮の十月乃至十二月、三ヶ月分豫算書を送付し來り又該處より引續き清算書を送付し來りたるが、以前送達の清算書は記入符合せず無効と致したき由にて、該清算書審査の上支給され竝に前清算書を取消されたしとの趣である。因つて六月十五日本

會に於いて、夫々請算書に照し中國銀行小切手三枚を署名振出し、皖淮局へ十月分經費五千五百九十元九角四分、十一月分經費八千五百十八元三角一分、十二月分經費七千六百八十元を支給し、工程處へ交附の上該局へ轉送せしめた。

二十、籌備處の書面に據る、工程處の書面に據るに、裏下河局の門龍水門工事費一萬三千元の繼續支給の申請であり、審査の上支給されたことの趣である。因つて六月二十一日本會に於いて、要求額通り上海中央銀行小切手一枚を署名振出し、工程處へ交附の上該局へ轉送せしめた。

二十一、本會は上海中央銀行預金不足し支拂に支障を生せしため、五月二十七日、蚌埠中國銀行より暫時五萬元の支給を仰ぎ、その外同月三十一日臨時領收證を作成し籌備處より築路基金五萬元の一時借入をなし所要に充當したが右二口の金額は六月五日上海中央銀行より代理收納し、全額を該行の本會工事費勘定に預金した。

二十二、籌備處は、南京中央銀行より、上海中央銀行宛本會工事費三十萬元を爲替送金せるが六月十四日全額を該行本會工事費勘定に收納し本會より正式領收證一枚を作成し、籌備處へ書面を以て送附した。

二十三、本會に於いて以前蚌埠中國銀行預金及び籌備處築路基金の内より、借用せる各々五萬元の金

額は、何れも六月十五日上海中央銀行五萬元の小切手二枚を署名振出し、夫々返済し、既に十九日籌備處より以前作成せる臨時領收證を返還し來り、本會は之を取消した。

二十四、籌備處の書面に據る、工程處の書面申請に據るに、裏下河局水門建設工事費二萬三千元を審査の上支給されたことの由にて審査處理の依頼あり、因つて六月二十七日本會に於いて、要求額の通り上海中央銀行小切手一枚を、工程處へ交附の上該局へ轉送せしめた。

二十五、籌備處の書面に據る、工程處の書面申請に據るに、該處六月分臨時費豫算書到着したるが、審査の結果原案に相違なきに付、審査の上支給を依頼すことの趣である。因つて六月二十七日本會に於いて、上海中央銀行二千元の小切手一枚を署名振出し、工程處へ交附した。

二十六、籌備處の書面に據る、工程處より書面を以て各局所六月分經費豫算書を送付し來り、受付けたるが、前に工程専門委員會に於いて暫時四局一個月分經費各一萬元とする旨決議しあり、江漢局は既に振替を以て決済し、他は各當該局所編成一月分豫算書に準じて餘剰金を控除返還すべきであり、その内江贛局の工事費殘額の審査支給に就いては、姑く差引くべき金額を、六月分經費に繰越し清算することとし、審査の上實際に各局所六月分經費三萬八千六百六十六元六角二分を支給されたとの趣である、因つて七月四日本會に於て、要求額の通り上海中央銀行小切手四枚、及び蚌

埠中國銀行小切手一枚を署名振出し、江贛局へ、六千七百三十元七角八分、江漢局へ一萬三百十七元、皖淮局へ六千八百三十五元三角三分、裏下河局へ四千四百二十三元五角一分、河南省工務所へ一千七百八十元を、工程處へ交附の上各局へ轉送せしめた。

二十七、籌備處の書面に據るに、工程處より書面を以て河南省工務所工費九千元、支給申請ありたるに付、審査支給されたしとの趣である。因つて七月八日本會に於いて要求額の通り上海中央銀行小切手一枚を署名振出し工程處へ交附の上該局へ轉送せしめた。

二十八、籌備處の書面に據るに、工程處より書面を以て皖淮局六月分使用汽船二十日分の經費、合計三百四十六元六角七分補充支給の申請ありたるに付、審査の上支給されたしとの趣である。因つて七月二十四日本會に於いて、要求額の通り蚌埠中國銀行小切手一枚を署名振出し、工程處へ交附の上該局へ轉送せしめた。

二十九、席處長の今回湖北省に出張、氾濫防止處理經過狀況に關する報告。

三十、秦主任の湖北提防工事費の、六月末現在の收支狀況及び十月分收支見積に關する報告。

### 討論事項

一、籌備處の屢次書面通告に據るに、工程處の來信竝に國民政府水災救濟委員會災區工作組の十三日

附代理電報に據るに馬玉仁等が工費の支給を仰ぎ黃沙港を浚渫せんとの請願があるが委員會に提出し審議の上回答を請ふとの案。

決議 目下經費不足に付、確實なる資金調達の上再議處理する。

二、籌備處の書信通告に據るに、工程處より書面を以て送付し來れる河南省工務所の工費總計表・細計表記入の標定工事費及び柳植付費合計十萬零九百四十四元は、前回送附の豫算概額所載の各工程費八萬九千元と比較するに、超過額一萬一千九百四十四元となるが審議の上回答を請ふとの案。

決議 追加を許可す、但し該費用は書類蒐集審査の上更に調達する。

三、籌備處の書信通告に據るに、工程處は相繼いで書面を以て、皖淮・江贛・裏下河各局の、土坪工事完成したるに付、全般に亘り各種補充工事をなしたく、工事經常兩費合計二十五萬九千一百餘元を要する旨申出あり、且つ各局の改組、皖淮水利貸付金規則及び合作社規則、江西省各項計劃工程説明、各局經費豫算表各一部を書信を以て工程處迄送附し來れるに付、諸案を一括して四項目に分つて査定の上、該處へ回答したるが之に就いて審議回答を請ふとの案。

決議 第一項・第二項は籌備處査定辦法に準じて處理する。第三項の裏下河局工事費は、七萬元の追加を許可し、經費は工程處の規定に依りて處理する。第四項の皖淮局の送附に係る水利貸付

金規則及び合作社規則に就いては、更に工程處に於いて審議處理す。

四四

四、籌備處の書信通告に據る、工程處より書面を以て皖淮局より工費十萬元の増加發給に依り阜陽・穎上・霍邱三縣提防工事涵洞築造をなしたき申請ありたるに付、併案審議の上回答を請ふこの案。

決議 延期。

五、籌備處の書面通告に據る、工程處の書面に據るに、皖淮局所屬茨河口・小溪口・大溝口の三箇處は、何れも水門の築造を必要とし、合計工事費十五萬元を要する、書類移牒審議の上調達支出されたき旨の申請ありたるに付、併案審議の上回答を請ふこの案。

決議 延期。

六、籌備處の書類通告に據る、工程處の書面に據れば裏下河局何塚港・門龍港の兩水門建設工務所従業員は一應解任するに付七月分全月俸給を支給されたき旨の申請あり審議の上回答を請ふこの案。

決議 七月分俸給の全額支給を許可す。

七、籌備處の書面通告に據る、工程處より書面を以て該處の臨時經費を八月分より、三個月延期し、

日用必需に充當せんとの申請ありたるに付、審議の上回答を請ふこの案。

決議 三個月延期を許可す。

八、籌備處の書面通告に據る工程處の書信送達に係る、皖淮工程局の二十一年十二月分及び二十二年一月分の臨時測量經費豫算書、審議の上回答を請ふこの案。

決議 原案通過。

九、江漢局豫算案。

決議 九月一日以降江漢局經費は總て湖北提防工事費より支出し、毎月の豫算は工程處に於いて審議し、籌備處に送附査定の上處理する。

### 工程專門委員會委員名簿

主任委員 秦 汾

常務委員 魏文彬

沈叔玉

委員 席德炯

799  
329

季 協  
ストラーヘ(史篤培 G. G. Straebe)  
ボードレッツ(蒲德利 F. G. M. Bowdrez)  
周象賢

編 譯 集 報 既刊目次

第一編	全國經濟委員會工作報告	昭和十五年一月
第二編	四川 攷察報告書	同 二月
第三編	全國經濟委員會會議紀要(第五集)	同 二月

799  
329

昭和十五年二月二十日印刷  
(非賣品)

上海施高塔路四〇號

著作人 大塚令三

印刷人 上海大連灣路一三〇號 松尾金治

印刷所 上海大連灣路一三〇號 華中印書局股份有限公司

南京雞鳴寺路一號

發行所 中支建設資料整備事務所  
編輯部

